

平成18年第1回港区議会定例会提出予定案件

区長報告第1号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成18年2月2日
- 損害賠償額 13万5,400円
- 概要 平成17年12月20日港区高輪一丁目27番先高輪警察署前交差点の区道上において、庁有車が横断歩道を歩行中の相手方と接触した交通事故に伴う損害賠償です。

議案第1号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

本案は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「地方自治法」の一部改正及び「港区総合支所及び部の設置等に関する条例」の施行に伴い、規定を整備するものです。

- 内容
 - (1) 審議会の審議対象とする手当の一部の名称変更
 - ・調整手当 → 地域手当
 - (2) 審議会の庶務を担当する組織の名称変更
 - ・政策経営部総務課 → 総合経営部総務課
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第2号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「地方自治法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内容 区長等に支給する手当の一部の名称変更
 - ・調整手当 → 地域手当
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第3号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「地方自治法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 教育長に支給する手当の一部の名称変更
 - ・調整手当 → 地域手当
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第4号

区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等に伴い、職員の新たな給与制度の構築を図るため、給料表の構造、昇給方法等を改めるほか、所要の改正を行うものです。

- 内 容
 - (1) 給料表構造の改正
 - ・給料表の級構成を改めます。
例：行政職給料表（一） 10級制 → 9級制
 - ・勤務実績をきめ細かく反映できるよう、現行の号給を原則として4分割します。
 - (2) 昇給方法の改正
 - ・普通昇給と特別昇給を統合し、職員の昇給は、その者の勤務成績等に応じて行うこととします。
 - ・枠外昇給及び昇給停止年齢に係る規定を削除します。
 - (3) 特別給（期末手当及び勤勉手当）の改正
 - ・特別給における勤勉手当の配分割合を引き上げます。
 - (4) その他
 - ・清掃事業従事職員の港区職員への身分移管に伴い、給料月額の特例を定めます。
 - (5) 勧告給料表の訂正による給料表の一部改正
 - ・特別区人事委員会の勧告に係る給料表の一部が訂正されたことに伴い、給料表の一部を改正します。
- 施行期日 (1)～(4) 平成18年4月1日
(5) 公布の日

議案第5号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員の特種勤務手当の種類及び支給限度額を改めるものです。

○ 内 容

(1) 手当の種類の見直し

- ・現行 13種類32項目 → 改正後 7種類12項目

◇廃止する手当（6種類）

滞納整理外勤業務手当、へい死犬猫取扱業務手当、行旅死亡人取扱特殊勤務手当、心身障害者・児施設業務手当、深夜等勤務手当及び週休日等勤務手当

◇一部の項目を廃止する手当（2種類）

訪問指導等業務手当及び取締・折衝等業務手当

(2) 手当の支給限度額の引下げ

- ・一部の手当を除き、手当の支給限度額を引き下げます。

○ 施行期日 平成18年4月1日

議案第6号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「地方自治法」の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 整理退職等の場合の退職手当の基礎となる基本給月額に含まれる手当の一部の名称を変更します。

- ・調整手当 → 地域手当

(2) 東京都職員等から引き続いて港区職員になった場合等、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を通算できる場合に、国立大学法人等から引き続いて港区職員になる場合を追加します。

(3) 港区職員が引き続いて東京都職員等になった場合等、退職手当を支給しない場合に、国立大学法人等に就職する場合を追加します。

(4) 清掃事業従事職員の港区職員への身分移管に当たり給料月額の特例措置が実施されることに伴い、退職手当の算定の特例措置を規定します。

○ 施行期日 平成18年4月1日

議案第7号

港区用品調達基金条例を廃止する条例

本案は、「港区用品調達基金」を廃止するため、条例を廃止するものです。

- 施行期日 平成18年4月1日

議案第8号

港区地球温暖化等対策基金条例

本案は、「港区地球温暖化等対策基金」を設置するものです。

- 内 容 地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置します。
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第9号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「所得税法等の一部を改正する法律」の施行による「租税特別措置法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している租税特別措置法の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第10号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

本案は、道路占用料を改定するものです。

- 内 容 道路占用料の算定に用いる固定資産税評価額を変更し、おおむね15%の引上げを行います。
 - ・道路占用料の算定に用いる固定資産税評価額
現行 23区平均 → 改定後 港区平均
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第 11 号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、白金台どんぐり児童遊園を新たに設置するものです。

○ 内 容

(1) 名 称 白金台どんぐり児童遊園

(2) 位 置 港区白金台五丁目 19 番 1 号

○ 施行期日 平成 18 年 4 月 1 日

議案第 12 号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「建築基準法施行令」の一部改正並びに六本木一丁目西地区地区計画及び環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 法令改正に伴う一部改正

- ・ 公共事業の施行等に伴い敷地面積の減少が生じた場合については、最低敷地面積の規制の適用を除外する規定を設けます。
- ・ 既存不適格建築物の取扱いについての規定を整備します。

(2) 六本木一丁目西地区地区計画

- ・ 地区整備計画の名称を変更します。

六本木一丁目西地区再開発地区整備計画

→ 六本木一丁目西地区地区整備計画

- ・ 壁面の位置の制限が除外される建築物を追加します。
- ・ 計画地区「A-5 地区」について、建築禁止建築物の規定を整備するとともに、建築物の建ぺい率の最高限度を規定します。
- ・ 計画地区に「A-6 地区」を追加します。

(3) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

- ・ 地区整備計画の名称を変更します。

環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区再開発地区整備計画

→ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画

- ・ 計画地区「I 街区」について、建築禁止建築物の規定を整備するとともに、建築物の容積率の最高限度を変更します。

- 施行期日 公布の日

議案第 13 号

港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

本案は、中高層建築物等の建築に係る紛争のなお一層の予防と調整を図るため、本条例の適用対象に特定工作物の築造を追加するものです。

- 内 容 生活環境に影響を及ぼすと認められる工作物で、区規則で定めるものを「特定工作物」と定義し、本条例を適用します。
- 施行期日 平成 18 年 4 月 1 日

議案第 14 号

港区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行に伴い「建築基準法施行令」の一部改正が行われたため、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している建築基準法の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第 15 号

港区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行に伴い「建築基準法施行令」の一部改正が行われたため、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している建築基準法の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第16号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正及び東京二十三区清掃協議会の管理執行事務の一部廃止に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 一般廃棄物収集運搬業等の許可の取消要件の追加

- ・不正の手段により許可を受けた場合を取消要件に追加します。

(2) 許可手数料の整備

- ・一般廃棄物収集運搬業等の許可更新手数料を新設します。
- ・区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする場合の許可手数料及び許可更新手数料は、無料とします。

- #### ○ 施行期日
- 平成18年4月1日。ただし、(1)については、公布の日

議案第17号

港区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

本案は、浄化槽保守点検業者の登録制度を廃止するものです。

○ 内 容

(1) 条例の題名変更

- ・「港区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

→ 「港区浄化槽清掃業の許可に関する条例」

(2) 浄化槽保守点検業者の登録に係る規定の削除

(3) 規定の整備

- #### ○ 施行期日
- 平成18年4月1日

議案第18号

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例

本案は、住民基本台帳法第30条の4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものです。

○ 内 容

- (1) 住民基本台帳カードの利用目的は、次のとおりとします。
- ・印鑑登録証としての利用
 - ・自動交付機カードとしての利用
- (2) 印鑑登録証等として利用するための手続を規定します。
- (3) 区長は、住民基本台帳カードの利用に当たり、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じなければならないこととします。
- (4) この条例の施行に伴い、港区事務手数料条例及び港区印鑑条例について所要の改正をします。

○ 施行期日 平成18年5月1日

議案第19号

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行による「土地区画整理法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している土地区画整理法の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第20号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」の施行及び「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行による「土地区画整理法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
- (1) 公募によらない他の区営住宅への入居可能事由の拡大
- ・既存入居者の世帯構成及び心身の状況からみて区長が公募しようとしている区営住宅に当該既存入居者が入居することが適切である場合に、公募によらずに入居することを可能とします。
- (2) 同居親族要件の緩和が認められる者の範囲の拡大
- ・精神障害者、知的障害者及び配偶者からの暴力を受けた者について、単身入居を可能とします。

(3) 単身入居等を可能とする年齢の引上げ

- ・単身入居及び入居収入基準の緩和が認められる高齢者の年齢を50歳から60歳に引き上げます。

(4) 規定の整備

- ・条例で引用している土地区画整理法の条項番号を変更するほか、規定を整備します。

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成18年4月1日

議案第21号

港区立住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行による「土地区画整理法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で引用している土地区画整理法の条項番号を変更します。
- 施行期日 公布の日

議案第22号

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

本案は、勤労福祉会館の利用者に対するサービスの充実を図るため、開館日を拡大するものです。

- 内 容 現行休館日としている毎週月曜日及び年末年始（12月28日及び1月4日）は、開館します。
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第23号

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

本案は、商工会館の利用者に対するサービスの充実を図るため、開館日を拡大するとともに、同館に指定管理者制度を導入するものです。

- 内 容
(1) 現行休館日としている毎月第二土曜日及び第四土曜日は、開館します。

(2) 指定管理者制度の導入に必要な規定を設けます。

- 施行期日 平成19年4月1日。ただし、(2)については、公布の日

議案第24号

港区立港南健康福祉館条例の一部を改正する条例

本案は、虎ノ門健康福祉館を新たに設置するとともに、同館に指定管理者制度を導入するものです。

- 内 容

(1) 条例の題名を変更します。

- ・「港区立港南健康福祉館条例」 → 「港区立健康福祉館条例」

(2) 健康福祉館を新設します。

- ・名 称 港区立虎ノ門健康福祉館

- ・位 置 港区虎ノ門一丁目21番10号

(3) 虎ノ門健康福祉館の使用料を規定します。

(4) 虎ノ門健康福祉館に係る指定管理者に関する事項を規定します。

- 施行期日 区規則で定める日。ただし、(4)については、公布の日

議案第25号

港区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

本案は、「介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正により、新たに介護予防サービスが設けられることに伴い、規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 特別養護老人ホームが提供するサービスに「介護予防短期入所生活介護」を追加します。

(2) 規定の整備

- 施行期日 平成18年4月1日

議案第26号

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

本案は、虎ノ門高齢者在宅サービスセンターを新たに設置するとともに、

「介護保険法等の一部を改正する法律」の施行による「介護保険法」の一部改正により、新たに介護予防サービス等が設けられることに伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 高齢者在宅サービスセンターを新設します。

・名 称 港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター

・位 置 港区虎ノ門一丁目21番10号

(2) 高齢者在宅サービスセンターが提供するサービスに次のサービスを追加します。

・介護予防通所介護

・認知症対応型通所介護

・介護予防認知症対応型通所介護

(3) 会食サービス及び高齢者ふれあいデイサービスを廃止します。

(4) 規定の整備

○ 施行期日 平成18年4月1日。ただし、(1)については、区規則で定める日

議案第27号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

本案は、港南子ども中高生プラザの設置に伴い、港南児童館（港南四丁目3番29号）を廃止するものです。

○ 施行期日 平成18年4月1日

議案第28号

港区立児童高齢者交流プラザ条例

本案は、児童と高齢者との交流等により、児童の社会性を養うとともに、高齢者の社会参加を促し、もって児童の健やかな成長及び高齢者の生きがいをいづくりに寄与するため、港区立児童高齢者交流プラザの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものです。

○ 内 容

(1) 児童高齢者交流プラザを新設します。

・名 称 港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ

・位 置 港区芝浦四丁目20番1号

(2) 事業、休館日等の管理運営に関する事項を規定します。

(3) 指定管理者に関する事項を規定します。

- 施行期日 区規則で定める日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第29号

港区立こども園条例

本案は、児童の心身の発達に合わせて保育及び幼児教育を一貫して実施することにより、当該児童の健やかな育成を図るため、港区立こども園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものです。

○ 内 容

(1) こども園を新設します。

・名 称 港区立芝浦アイランドこども園

・位 置 港区芝浦四丁目20番1号

(2) 事業、休園日等の管理運営に関する事項及び使用料を規定します。

(3) 指定管理者に関する事項を規定します。

- 施行期日 区規則で定める日。ただし、(3)の一部については、公布の日

議案第30号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

本案は、障害保健福祉センターの利用者に対するサービスの充実を図るため、事業実施日を拡大するとともに、「障害者自立支援法」の施行に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 一部の事業を除き、現行休業日としている12月28日及び1月4日は、事業を行います。

(2) 会議室等の施設利用については、土曜日、日曜日及び祝日（元日を除く。）も利用を可能とします。

(3) 規定の整備

- 施行期日 平成18年4月1日

議案第31号

港区障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例

本案は、障害者自立支援法第15条の規定に基づく港区障害程度区分審査会の委員の定数等必要な事項を定めるものです。

- 内 容 審査会の委員の定数は、15人とします。
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第32号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い「国民健康保険法施行令」の一部改正が行われたため、規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 保険料率の改定

- ・基礎賦課額（医療分）

所得割 100分の208 → 100分の182
(100分の26引下げ)

均等割 3万2,100円 → 3万3,300円
(1,200円引上げ)

- ・介護納付金賦課額（介護分）

所得割 100分の27 → 100分の29
(100分の2引上げ)

(2) 保険料率に係る所得割と均等割の賦課割合の変更

- ・基礎賦課額（医療分）

「65：35」 → 「64：36」

- ・介護納付金賦課額（介護分）

「51：49」 → 「52：48」

(3) 保険料率の改定に伴い、保険料の減額に係る規定を整備します。

(4) 都道府県調整交付金の創設に伴い、規定を整備します。

- 施行期日 平成18年4月1日。ただし、(4)については、公布の日

議案第 33 号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等に伴い、幼稚園教育職員の新たな給与制度の構築を図るため、給料表の構造、昇給方法等を改めるものです。

○ 内 容

(1) 給料表構造の改正

- ・勤務実績をきめ細かく反映できるよう、現行の号給を原則として4分割します。

(2) 昇給方法の改正

- ・普通昇給と特別昇給を統合し、職員の昇給は、その者の勤務成績等に応じて行うこととします。
- ・枠外昇給及び昇給停止年齢に係る規定を削除します。

(3) 特別給（期末手当及び勤勉手当）の改正

- ・特別給における勤勉手当の配分割合を引き上げます。

○ 施行期日 平成18年4月1日

議案第 34 号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

本案は、芝公園多目的運動場を新たに設置するほか、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 運動場を新設します。

- ・名 称 港区立芝公園多目的運動場
- ・位 置 港区芝公園二丁目7番2号

(2) 芝公園多目的運動場の使用料を規定します。

(3) 規定の整備

○ 施行期日 教育委員会規則で定める日。ただし、(3)については、平成18年4月1日

議案第 35 号

港区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

本案は、指定管理者による公の施設の管理が始まることに伴い、外部監査契約に基づく監査に係る規定を整備するものです。

- 内 容 公の施設の管理を行わせている指定管理者の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものを外部監査契約に基づく監査の対象とします。
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第36号

平成17年度港区一般会計補正予算（第5号）

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第37号

平成18年度港区一般会計予算

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第38号

平成18年度港区国民健康保険事業会計予算

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第39号

平成18年度港区老人保健医療会計予算

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第40号

平成18年度港区介護保険会計予算

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第41号

土地の購入について（港南四丁目）

本案は、港南四丁目に所在する土地の購入について、承認を求めるものです。

- 内 容
- (1) 購入の目的 港南小学校等用地及び都市計画道路補助123号線整備用地
- (2) 土地の所在 港区港南四丁目26番1、26番2、27番1、27番2、28番の一部
- (3) 土地の種類 宅地 8,376.38㎡
及び面積
- (4) 購入予定価格 39億8,650万円
- (5) 購入の方法 随意契約
- (6) 購入の相手方 国
分任契約担当官
財務省関東財務局東京財務事務所長

議案第42号

包括外部監査契約の締結について

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、平成18年度の包括外部監査契約を締結するものです。

- 内 容
- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の相手方 公認会計士 治田秀夫 氏
- (3) 契約の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 契約の金額 945万円を上限とする金額

議案第43号

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更に関する協議について

本案は、特別区人事・厚生事務組合において共同処理する事務を追加するため、規約の一部を変更するものです。

- 内 容 路上生活者巡回相談事業に関する事務を追加します。
- 施行期日 平成18年4月1日

議案第44号

東京二十三区清掃協議会規約の変更に関する協議について

本案は、東京二十三区清掃協議会において担任する事務の一部を廃止するため、規約の一部を変更するものです。

○ 内 容

(1) 管理執行事務の一部削除

- ・協議会において管理し及び執行する事務のうち、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可事務を削除します。

(2) 連絡調整事務の一部削除

- ・管理執行事務について連絡調整を図るもののうち、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画の策定に関する事務等を削除します。

○ 施行期日 平成18年4月1日

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
2 総務費	千円 16,984,510	千円 △ 55,589	千円 16,928,921	千円 0	千円 △ 55,589	千円 1 区有施設・資産と国公有地の有効活用に必要な経費の減 (1) 政策的な土地活用の推進の減 △ 55,589 △ 55,589
3 環境清掃費	4,717,863	△ 110,000	4,607,863	0	△ 110,000	1 区民、事業者、行政による環境保全活動の推進に必要な経費の減 (1) アスベスト対策の減 △ 110,000 △ 110,000
4 民生費	40,445,713	△ 1,146,133	39,299,580	国庫支出金 △ 62,512 都支出金 △ 52,769 計 △ 115,281	△ 1,030,852	1 利用しやすさを考慮した公共施設の見直しに必要な経費の減及び財源更正 △ 511,100 (1) 芝浦アイランド公益施設整備の減及び財源更正 △ 511,100 2 待機児童解消の推進に必要な経費の減 △ 532,556 (1) 認証保育所保育料助成の減 △ 53,000 (2) 認証保育所運営助成の減 △ 126,000 (3) 赤坂保育園改修の減 △ 353,556 3 低所得者世帯の生活の保障及び自立施策の実施に必要な経費の減 △ 102,477 (1) 生活保護の減 △ 102,477
7 土木費	22,848,464	△ 1,761,497	21,086,967	国庫支出金 △ 383,300	△ 1,378,197	1 都心機能を支える道路の整備に必要な経費の減 △ 991,565 (1) 都市計画道路補助7号線整備の減 △ 991,565 2 公園等の整備に必要な経費の減 △ 417,232 (1) 都市計画公園三田台公園整備の減 △ 332,165 (2) 都市計画公園港南公園整備の減 △ 85,067 3 市街地再開発事業制度等の積極的活用に必要な経費の減 △ 267,200 (1) 三田小山町地区市街地再開発事業支援の減 △ 267,200 4 地震に強いまちづくりに必要な経費の減 △ 85,500 (1) 建築物耐震診断助成及び耐震改修指導・認定の減 △ 85,500

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
8 教育費	千円 15,397,411	千円 2,856,914	千円 18,254,325	千円 寄附金 6,914	千円 2,850,000	千円 1 学校施設等の整備に要する追加経費を計上 3,000,000 (1) 教育施設整備基金積立金を計上 3,000,000 2 青少年の活動の場と機会の拡充に要する追加経費を計上 6,914 (1) 奨学基金積立金を計上 6,914 3 学校施設等の整備に要する経費の減 △ 150,000 (1) 小学校施設改修の減 △ 90,000 (2) 中学校エコスクールの減 △ 60,000
9 公債費	12,269,674	△ 69,556	12,200,118	0	△ 69,556	1 基礎的な自治体としての確立に要する経費の減 △ 69,556 (1) 特別区債利子償還金の減 △ 69,556
10 諸支出金	42,005	2,739,359	2,781,364	財産収入 252,923 繰入金 20,000 計 272,923	2,466,436	1 基礎的な自治体としての確立に要する経費を計上 2,739,359 (1) 公共施設等整備基金積立金を計上 2,739,359
歳出合計	118,442,351	2,453,498	120,895,849	△ 218,744	2,672,242	

千円	
・国庫支出金	△ 445,812
・都支出金	△ 52,769
・財産収入	252,923
・寄附金	6,914
・繰入金	20,000
計	△ 218,744

千円	
・地方特例 交付金	1,365,614
・繰越金	1,306,628
計	2,672,242

2 債務負担行為補正 変更

(単位:千円)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
芝浦アイランド公益施設整備委託	平成18年度	1,398,600	平成18年度	1,909,700

『区民の誰もが誇りに思えるまち・港区』の実現に向け、区民とともに新たな時代に踏み出す予算

- 1 『区役所・支所改革』によって地域の課題を地域で解決できる新たな執行体制の整備を進め、区民の生活の隅々にまで目の行き届いた質の高いサービスを提供します。
- 2 港区基本計画（後期3年）見直し方針との整合を十分図るとともに、『区民の誰もが誇りに思えるまち・港区』の実現に向けて、重点課題に積極的に取り組めます。
- 3 区民サービスの向上を図りつつ、将来のいかなる環境変化にも対応できる確固たる財政基盤を維持するため、引き続き、施策の見直しを行うとともに、人件費の圧縮、経常経費節減などの内部努力に取り組めます。

平成18年度各会計当初予算額

区分	18年度		17年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般会計	98,000,000	70.8	91,500,000	70.5	6,500,000	7.1
国民健康保険事業会計	16,612,739	12.0	15,646,953	12.1	965,786	6.2
老人保健医療会計	13,882,487	10.0	13,835,340	10.7	47,147	0.3
介護保険会計	9,886,797	7.1	8,750,851	6.7	1,135,946	13.0
合計	138,382,023	100.0	129,733,144	100.0	8,648,879	6.7

後期基本計画事業の着実な実施

基本計画の区分	事業数	事業費(千円)
Iかがやくまち (街づくり・環境)	33	9,996,892
IIにぎわうまち (コミュニティ・産業)	18	608,808
IIIはぐくむまち (福祉・保健・教育)	39	6,535,499
表現をめざして	6	2,670,209
合計	96	19,811,408

- 1 安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現します
- 2 地域社会を支える多彩なコミュニティ活動を支援します
- 3 産業振興と観光振興により地域経済を活性化します
- 4 地域の子育て力を高め次代を担う子どもたちを育成します
- 5 地域ぐるみで豊かな心を育む教育環境を整備します
- 6 住みなれた地域で自立していきいきと生活できる仕組みを充実します
- 7 地域特性を踏まえ魅力と活力に満ちたまちづくりを推進します
- 8 地域に潤いをもたらす快適な居住環境を創出します
- 9 地域の資源を活用し文化芸術とスポーツを振興します
- 10 地域社会に課題解決機能を備えた参画と協働の仕組みを構築します

将来を見据えた財政運営

様々な区民要望に的確かつ柔軟に応え、質の高い区民サービスを展開していくため、引き続き、行財政改革を推進し、職員人件費等の削減を行なうとともに、過去の起債の繰上償還を行います。

行財政改革の成果による安定した財政を維持
人件費 236億5,354万円 (対前年度比 1.4%増) ※退職手当を除く人件費 214億6,517万円 (対前年度比 0.7%減)
公債費 56億2,836万円 (対前年度比 28.7%減) ※繰上償還(40億円)により将来負担を軽減

新規・臨時・レベルアップ事業

区分	事業数	予算額(千円)
新規	46	955,806
臨時(新規)	43	6,106,629
臨時(継続)	48	14,241,102
レベルアップ	48	5,854,691

平成18年度最重点施策

施策名	事業数	予算額
I 地域特性を踏まえた都心区特有の課題への挑戦	31事業	100億2,512万円
1安全・安心なまちづくり	10事業	12億5,106万円
2都心における地域コミュニティの再生	9事業	3億8,723万円
3都心区にふさわしい都市環境の構築	12事業	83億8,783万円
II 次代の港区を担う子どもたちを育む環境づくり	22事業	41億3,185万円
1安心して産み、育て、働く環境づくり	9事業	20億7,636万円
2区立小・中学校、幼稚園等の教育環境と魅力の向上	13事業	20億5,549万円
III 区民の誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	16事業	30億9,582万円
1区民の健康づくり	5事業	21億9,027万円
2高齢者・障害者が安心して暮らせるまちづくり	11事業	9億555万円
合計	65事業	166億5,226万円

※合計は、重複の再掲分を除外しています。

最重点施策事業一覧

施策名	事業数	予算額
I 地域特性を踏まえた都心区特有の課題への挑戦	100億2,512万円	100億2,512万円
1安全・安心なまちづくり	12億5,106万円	12億5,106万円
家具の転倒防止対策等の促進	新規	1,246万円
地域災害情報システムの整備	臨時(新規)	8,038万円
アスベスト対策の充実	臨時(継続)	2億920万円
区有施設アスベスト対策		(6,863万円)
区民向けアスベスト対策		(1億4,057万円)
区有施設の耐震補強事業	臨時(継続)	2億5,307万円
雨水浸透による都市型水害対策の推進	臨時(継続)	7,055万円
災害情報提供の充実	IA/MP	441万円
区民の生活安全活動推進事業	IA/MP	1億6,475万円
感染症の拡大防止等健康危機管理	IA/MP	158万円
住宅・店舗等建築物耐震診断・改修助成	IA/MP	2億1,022万円
幼稚園、小・中学校の安全体制の整備	IA/MP	2億4,444万円
2都心における地域コミュニティの再生	3億8,723万円	3億8,723万円
地域情報の発信	新規・IA/MP	4,704万円
地域向けコミュニティ情報の発信		(1,650万円)
都市型有線テレビジョン等広報		(3,054万円)
区民協働パートナーシップ制度の創設	新規	1,205万円
各地区総合支所自主事業	新規	5,000万円
まち探訪事業(再掲)	新規	1,204万円
商店街の新たな魅力づくり	新規	210万円
商店街・地方都市のふるさと物産交流事業		(60万円)
商店街と大使館の協働事業開発調査		(150万円)
総合型地域スポーツクラブ設立準備	新規	255万円
区政60周年記念事業	臨時(新規)	1億7,171万円
リサイクル団体助成	IA/MP	3,498万円
商店街変身戦略プログラム	IA/MP	5,376万円
3都心区にふさわしい都市環境の構築	83億8,783万円	83億8,783万円
景観形成推進調査	新規	973万円
ヒートアイランド対策の推進	新規・IA/MP	2,749万円
クールルーフ推進		(47万円)
ヒートアイランド対策		(2,702万円)
公園等の整備	臨時(新規)・臨時(継続)	52億362万円
都市計画公園三田台公園整備		(2億4,524万円)
都市計画公園港南公園整備		(19億3,630万円)
飯倉公園整備		(6,908万円)
芝公園整備		(3億1,197万円)
仮称森の公園整備		(26億3,360万円)
仮称白金台五丁目児童遊園整備		(743万円)
地球温暖化等対策基金の創設	臨時(新規)	10億円
省エネルギービジョン策定	臨時(新規)	839万円
地域情報の基盤整備推進(幹線ケーブル拡張)	臨時(継続)	4億5,493万円
街づくりマスタープランの策定	臨時(継続)	2,013万円
水辺の散歩道の整備	臨時(継続)	1億4,065万円
緑と水に関する計画推進	臨時(継続)	5,227万円
電線類の地中化の推進	IA/MP	11億5,289万円
みなとタバコルール推進	IA/MP	1億2,300万円
小・中学校エコスクール	IA/MP	2億1,873万円

施策名	事業数	予算額
II 次代の港区を担う子どもたちを育む環境づくり	41億3,185万円	41億3,185万円
1安心して産み、育て、働く環境づくり	20億7,636万円	20億7,636万円
妊産婦健康診査の充実	新規・IA/MP	1億9,342万円
出産時の経済的負担の軽減		(1億2,817万円)
派遣型一時保育・育児支援家庭訪問事業	新規	1,154万円
ひとり親家庭就労支援事業	新規	472万円
DV被害者同行支援事業	新規	25万円
男女平等参画活動支援事業	臨時(継続)	100万円
保育施設の整備充実	臨時(新規)・臨時(継続)	15億7,155万円
認証保育所保育料助成	IA/MP	3,881万円
乳幼児健康診査の充実	IA/MP	5,849万円
放課後児童育成事業	IA/MP	1億9,658万円
2区立小・中学校、幼稚園等の教育環境と魅力の向上	20億5,549万円	20億5,549万円
特別支援教育の推進	新規	1億114万円
学習活動支援保護者負担軽減事業	新規	6,172万円
校舎・園舎等の整備	臨時(新規)・臨時(継続)	5億6,240万円
小・中学校学校図書館の充実	臨時(継続)	1億5,027万円
区立幼稚園・保育園の絵本の充実	臨時(継続)	2,070万円
教育センター整備事業	臨時(継続)	1,610万円
学力向上事業	IA/MP	1億6,516万円
自主的学習活動の支援	IA/MP	7,970万円
国際人育成事業	IA/MP	1億9,197万円
中学校校身障害学級の増設	IA/MP	1,195万円
私立幼稚園保護者補助金の充実	IA/MP	2億4,921万円
幼稚園、小・中学校の安全体制の整備(再掲)	IA/MP	2億4,444万円
小・中学校エコスクール(再掲)	IA/MP	2億1,873万円
III 区民の誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	30億9,582万円	30億9,582万円
1区民の健康づくり	21億9,027万円	21億9,027万円
各種健診・がん検診等の充実	新規・IA/MP	11億7,096万円
乳幼児健康診査(再掲)		(5,849万円)
妊産婦健康診査(再掲)		(6,525万円)
成人健康診査		(4億9,371万円)
歯周疾患予防健康診査		(1億1,428万円)
喉頭がん検診		(552万円)
前立腺がん検診		(1,016万円)
大腸がん検診		(1億2,029万円)
胃がん検診		(2億6,363万円)
肺がん検診		(1,120万円)
乳がん検診(マンモグラフィ検査)		(900万円)
骨粗しょう症検診		(1,943万円)
介護予防の充実(介護保険会計・一般会計)	新規	838万円
口腔機能の向上事業		(543万円)
栄養改善事業		(144万円)
介護予防普及啓発		(151万円)
スポーツセンター改築	臨時(新規)	1,300万円
芝公園多目的運動場の開設	臨時(継続)	9億9,635万円
感染症の拡大防止等健康危機管理	IA/MP	158万円
2高齢者・障害者が安心して暮らせるまちづくり	9億555万円	9億555万円
家具の転倒防止対策等の促進(災害時要援護者)	新規	903万円
高齢者会食サービス事業	新規	1,436万円
重度重複障害者(児)居宅生活支援事業	新規	416万円
新橋六丁目施設(新橋はつらつ太陽)運営補助	新規	2,736万円
交通バリアフリー基本構想策定	臨時(新規)	745万円
高齢者保健福祉施設整備	臨時(新規)・臨時(継続)	6億2,700万円
仮称南麻布四丁目高齢者保健福祉施設整備		(4億6,039万円)
仮称白金三丁目地域拠点型高齢者施設整備		(1億3,760万円)
認知症高齢者グループホーム整備		(2,901万円)
団塊の世代等意識調査	臨時(新規)	399万円
介護保険法改正に対する区独自の対応	臨時(新規)・IA/MP	1億3,376万円
介護サービス利用者負担助成		(782万円)
ホームヘルプサービス利用者負担助成		(4,179万円)
社会福祉法人運営助成		(8,415万円)
視覚障害者用触知盤の設置	臨時(新規)	259万円
福祉会館等の整備	臨時(継続)	5,211万円
ワークショップ事業	IA/MP	2,374万円